

財務省告示第百八十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年五月二十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十年六月十日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）
（第四十八回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発
行の特例に関する法律（平成二十
年法律第二十四号）第二条第一項
及び特別会計に関する法律（平成

三 振替法の適用等 十九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第 非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財

発

十 十
イ 一
口

十
イ 二
口

後第 の二 期 利率 率以	初利 期率	入札 発競争	価格 競争	・第 加非	別参 者者	債市 及特	争入 札国	非価 ・別	者第 参加	特市 場場	国債 行争	入札 発競争	価格 競争	発 行 行 日
---------------------------	----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	----------	------------------

す。額の整数倍の金額によるものと

平成二十年五月二十六日

その金額につき百円以上の

金額の応募価格

金額の百円につき百円二十二

銭

年一・四七パーセント・二〇パーセント

七年七月一〇日

年当り、各利払期における利率

子計算期間開始日前行われる

た、発行から償還までの期間が

九年か月の超の十年利付債の

直近における入札の結果に基づ

き算出された複利回り（以下

基準金利」という。）から、〇

二パーセントを控除した率。

ただし、控除した率が〇パーセ

ントを下回るときは、その率は

〇パーセントとする。

十三
の経過利子
払込み

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.47}{100} \times \frac{6}{365}$$

十四
初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.47}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期
以後の
利息

毎年五月二十日及び十一月二十日
を、支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利息として、次の算式により
算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} \cdot 0.20}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六

償還期
償還金
元金支

十七

償還金
元金支

十八

払入場
所参加

平成三十五年五月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九

払入場
所参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期
日

平成二十年五月二十六日